



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年1月4日（火） 第9965号

目次

ページ

公 告

- 都市計画道路変更の県原案（都市計画課） 2
- 公聴会の開催（同） 2

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則及び群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（交通企画課） 3

警察本部告示

- 群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則の一部を改正する告示（警務課） 4

■ 公 告

伊勢崎都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和4年1月4日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画道路中3・3・12号坂東大橋石山線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考				
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延長	構 造 形 式	車線の 数	幅員		地表式の区間における鉄 道等との交差の構造			
幹 線 街 路	3・3・12	坂東大橋石 山線	伊勢崎 市八斗 島町字 北孫山	伊勢崎 市波志 江沼町 字飯沼	伊勢崎 市本町	約 10,680m	地表式	4車線	22m	北関東自動車道と立体交 差1箇所 幹線街路と平面交差13 箇所 J R 両毛線と立体交差 東武鉄道伊勢崎線と立体 交差					
												車線の数の内訳		2車線	約 4,040m
														4車線	約 6,640m

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、伊勢崎都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和4年1月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 開催期日及び場所 令和4年1月28日（金）午後2時から 伊勢崎土木事務所2階第1会議室
- 作成しようとする都市計画の案 伊勢崎都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課において、令和4年1月4日（火）から同月18日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和4年1月18日（火）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都

市計画課、群馬県県土整備部伊勢崎土木事務所、伊勢崎市都市計画部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に
掲示する。

6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656
別記様式

伊勢崎都市計画道路の変更(3・3・12号坂東大橋石山線の変更)に関する公述申出書			
			年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて			
令和4年1月4日付け群馬県報に登載された伊勢崎都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。			
1	公述申出人	住所	電話番号
		氏名	年齢 職業
2	都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要)		
3	意見の要旨(別紙のとおり)		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則及び群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

群馬県公安委員会委員長 町 田 錦一郎

群馬県公安委員会規則第1号

群馬県道路交通法施行細則及び群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(群馬県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「2通」を削り、同条第2項中「2通を、所轄警察署長」を「を所轄警察署長」に改め、同条第3項第1号中「又は住民票の写し」を「、住民票の写し又は氏名及び生年月日が記載された官公庁の発行する顔写真付き身分証明書の写し」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

別記様式第17及び別記様式第18を次のように改める。

別記様式第17及び別記様式第18 削除

(群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年群馬県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の見出しを「（安全運転管理者等の解任命令）」に改め、同条中「読替え後の道路交通法」を「法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「読替え後の道路交通法」という。）」に改める。

第6条第1項中「読替え後の道路交通法施行規則」を「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。）」に、「公安委員会が」を「群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察本部告示

◎群馬県警察本部告示第1号

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則（令和3年群馬県警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月4日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

別表の1の項中「第16条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）」を「第10条第1項、第11条第1項（第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合に限る。）及び第16条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の3の項中「第78条第1項」を「第74条の3第5項並びに第78条第1項」に改め、同表に次のように加える。

4 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
5 群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）	第18条第1項
6 群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則（平成25年群馬県公安委員会規則第4号）	第3条第2項
7 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
